

○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位:デシベル)

滋賀県					
時間・区域の区分		朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~18:00)	夕 (18:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	45	50	45	40
第2種区域	-	50	55	50	45
第3種区域	-	60	65	65	55
第4種区域	-	65	70	70	60
対象地域	滋賀県全域 (一部除外地域あり) (具体的な区域区分は図面に記載)				
備考	具体的な区域区分は図面に記載されており、閲覧可能。 第2種区域、第3種区域および第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館ならびに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内の規制基準は、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。 特定施設の横だしなし				
条例・規則等	滋賀県公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類				
更新月	2005年3月				
京都府・京都市					
時間・区域の区分		朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	昼間 (8:00~18:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)	
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	40	45	40	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域	45 (40)	50 (45)	40	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	55 (50)	65 (60)	50 (45)	
第4種区域	工業地域 工業専用地域	60 (55)	70 (65)	55 (50)	
対象地域	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、加茂町、精華町、園部町、八木町(久御山町の区域以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。)				
備考	学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームなどの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、()内の値				
条例・規則等	京都府環境を守り育てる条例 京都府、京都市:騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類				
更新月	2005年3月				

大阪府・大阪市				
時間・区域の区分		朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	昼間 (8:00~18:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50	55	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第4種区域に該当する地域を除く)など	60	65	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域などで学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館および特別特別養護老人ホームの周辺など周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域)	60	65	55
	工業地域、工業専用地域等	65	70	60
対象地域	全域(府条例にて対象地域を指定。政令市、中核市などは独自に条例にて基準設定)			
備考	第4種区域の規制対象となる工業専用区域は、別途条例にて地域が指定されている。 大阪市は第一種区域は設定されていない。 岸和田市、高槻市:独自に区域を細分化し、規制基準を設定。 特定施設を市条例で追加している場合がある。 東大阪市:工場・事業所設置時に指定工場に該当すれば設置許可の申請要。			
条例・規則等	大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 大阪府、大阪市:騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 その他の市町村:公害防止条例、環境保全条例など			
更新月	2005年3月			
兵庫県・神戸市				
時間・区域の区分		朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	昼間 (8:00~18:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	50	60	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域(神戸市は内陸部に限る)	70	70	60
対象地域	兵庫県下では、規制区域の指定および区域の区分は図面により表示されているので、詳細は図面を確認のこと。上記の都市計画地域は、目安である。 神戸市では臨港地区および臨海部の工業専用地域を除いた地域が指定地域			
備考	第2種、第3種および第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館および特別特別養護老人ホームなどの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。 工業専用地域又は臨港地区のうち、第2種区域、第3種区域又は第4種区域から100mの区域内については、第4種区域の規制基準が適用される。(兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準) 測定場所は、騒音を発生する工場等の敷地境界線上とする。ただし、上記に規定する場合の測定場所は、当該境界線上とする。			
条例・規則等	兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則 兵庫県、神戸市:騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 姫路市:公害防止条例施行規則			
更新月	2005年3月			

奈良県（法規制基準）

時間・区域の区分		朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00)	昼間 (8:00～18:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、風致地区(第3種区域に該当する区域を除く)、歴史的風土保存区域	45	50	40
第2種区域	第1・2種住居地域、準住居地域(第1種区域に該当する区域を除く)、その他区域	50	60	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	50
第4種区域	工業地域、工業専用地域	65	70	55
対象地域	全域(奈良県生活環境保全条例施行規則で、「騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される施設を除く」ため、結果的に県下全域に同一の規制がかかる)			
備考	第2種、第3種および第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館および特別特別養護老人ホームなどの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	奈良県生活環境保全条例施行規則			
更新月	2005年3月			

奈良県（条例基準）

時間・区域の区分		朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00)	昼間 (8:00～18:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第2種区域以外の区域	50	60	45
第2種区域	工業専用地域	65	70	55
対象地域	奈良県全域(騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される施設を除く)			
備考	学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館および特別特別養護老人ホームなどの敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。			
条例・規則等	奈良県生活環境保全条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年3月			

和歌山県				
時間・区域の区分		朝(6:00~8:00) 夕(20:00~22:00)	昼間 (8:00~20:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	45	50	40
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	50	55	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域	65	70	60
第5種区域	上記各区域に規定する区域以外	55	65	45
対象地域	法規制:和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、吉備町及び白浜町の区域のうち、第一種、第二種、第三種及び第四種の区域に区分された地域(地域別に区域指定あり) 条例:法規制対象外の地域			
備考	第2種、第3種および第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館および特別特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、この表から5デシベル減じた値とする。(県公害防止条例は、区域を限定していないため) 第5種区域を県公害防止条例で新設。特定施設の横だしもある。 法規制対象区域の法指定特定施設に該当するものは、県条例の適用対象外。法規制の適用のみ受ける。 特定施設を、11施設を追加指定。「空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)」は法と同じ。			
条例・規則等	和歌山県公害防止条例施行規則 和歌山県、和歌山市:騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年3月			